

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

父親が国民年金の加入手続をしてくれた昭和 59 年ごろ、父親の扶養になっていた健康保険を国民健康保険に切り換えた記憶がある。母親は、父親から、「20 歳までさかのぼってすべての保険料を納付したかったが、2 年分の保険料しか納付できないと説明を受け、2 年分の保険料をボーナスで一括納付した。」と聞いたことを記憶している。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は 24 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、その父親が国民年金の加入手続をしてくれたところに、父親の健康保険の被扶養者から国民健康保険に切り換えたと述べているところ、申立人の所持する国民健康保険被保険者証の資格取得日は昭和 59 年 5 月 26 日である上、その当時、A 市役所では、国民健康保険の加入手続時に国民年金未加入者に対して、国民年金の加入案内を行っていたことが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号も同年 8 月ごろに払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は国民健康保険の加入手続とほぼ同時期に行われたと推認され、その時点においては、申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料はその父親が一括で納付したとしているところ、申立期間当時、申立人の父親の健康保険標準報酬月額は、最高等級である 71 万円であることから、申立期間の国民年金保険料を一括で納付するのに十分な資力があつたと推認され、さかのぼって納付可能な保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年8月1日まで

A社は平成9年12月5日に倒産した。社会保険料を滞納していたので社会保険事務所の担当者が同社に度々来ていた。社長の指示を受けて私に対応をしていたが、社会保険事務所から、「厚生年金保険の適用事業所を取り消して、国民年金に加入する手続をするので捺印してほしい。」と連絡を受け、出向いて代表者印を担当者に渡したことを覚えている。ねんきん定期便を見たところ、私の標準報酬月額が遡及して減額されているが、下がることはあり得ないので、厚生年金保険の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年11月から9年7月までは19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月1日付けで、さかのぼって10万4,000円に減額訂正が行われており、申立人と同様に、ほかに同僚一人についても標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する不納欠損整理簿により、当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険受給資格者証(離職日は、平成9年10月16日)に記載されている離職時賃金日額は8,258円であり、離職前6か月間の平均報酬月額が24万7,740円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年8月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、

19 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成2年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から同年10月1日まで

A社の厚生年金保険の資格喪失日が平成2年9月30日となっているが、同日まで同社で勤務して給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給表及びB社の回答から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における給与支給表において確認できる厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成2年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月31日から同年6月1日まで
昭和45年3月21日から48年5月31日までA社B事業部に勤務して、同年6月1日に同社C事業部へ異動となった。その間、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び社員カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和48年6月1日付けで、A社B事業所から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って昭和48年5月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

昭和51年3月21日から55年3月31日までA社B事業部に勤務して、同年4月1日に同社C事業部へ異動となった。その間、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、社員カード及び社内報から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和55年4月1日付けで、A社B事業部から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和55年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って昭和55年3月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和59年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月31日から同年9月1日まで
昭和58年3月22日から59年8月31日までA社B事業部に勤務して、同年9月1日に同社C事業部へ異動となった。その間、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び社員カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和59年9月1日付けで、A社B事業部から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和59年7月の社会保険事務所（当時）の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って昭和59年8月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

昭和52年8月27日から55年3月31日までA社B事業部に勤務して、同年4月1日に同社C事業部へ異動となった。その間、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、社員カード及び社内報から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和55年4月1日付けで、A社B事業部から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和55年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って昭和55年3月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月30日から同年5月1日まで

昭和42年3月21日から49年4月30日までA社B事業部に勤務して、同年5月1日に同社C事業部へ異動となった。その間、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、社員カード及び社内報から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年5月1日付けで、A社B事業部から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って昭和49年4月30日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

昭和60年12月21日から63年6月30日までA社B事業部に勤務して、同年7月1日に同社C事業部へ異動となった。その間、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び社員カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和63年6月22日付けで、A社B事業部から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の回答によると、辞令は昭和63年6月22日付けだが、実際の異動日は同年7月1日であるとしていることから、申立期間における資格喪失日を同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和63年5月の社会保険事務所（当時）の記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って昭和63年6月30日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和61年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月31日から61年1月1日まで
昭和56年3月24日から60年12月31日までA社B事業部に勤務して、61年1月1日に同社C事業部へ異動となった。その間、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び社員カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和60年12月21日付けで、A社B事業部から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の回答によると、辞令は昭和60年12月21日付けだが、実際の異動日は61年1月1日であるとしていることから、申立期間における資格喪失日を同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部における昭和60年11月の社会保険事務所（当時）の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って昭和60年12月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から60年3月まで

20歳になって少しの間は、生活に余裕が無かったため保険料の支払が困難であった。24歳ごろになって昇給し、少し余裕もできたため、その後は保険料を納付している。A市役所へ定期的に支払に行った記憶があり、国民年金保険料の金額が記載された昭和56年当時のメモも残っている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、24歳ごろ（昭和56年ごろ）から生活にゆとりもできたため、国民年金保険料の納付を始めたと述べているが、特殊台帳によれば、昭和54年度から57年度において、毎年、過年度納付書を送付していることが確認でき、A市の被保険者名簿には、昭和58年3月に納付勧奨を行っていた旨の記載が認められることから、申立人の主張には、不合理な点が見受けられる。

また、申立人は昭和56年当時の国民年金保険料が記載されたメモを所持しているが、その内容は、昭和56年度の保険料額とは一致しておらず、申立人自身も、同年度にかかる予定額を記載したメモであったと述べており、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年6月まで
昭和46年12月に、結婚のため会社を退職し、A市役所B支所において自分で国民年金の加入手続をした。保険料の納付方法は覚えていないが、夫と一緒に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は、特例納付によるほかは時効により納付することができない期間である上、申立人が所持する年金手帳は、49年11月に施行の「年金手帳の様式を定める省令」に基づく様式であり、申立人は、ほかに46年当時に使用されていた様式の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料を52年9月に過年度納付しており、一方、その夫は当該期間について現年度納付していることから、申立期間において夫婦一緒に納付していたと推定することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当時の記憶が曖昧であるため、保険料の納付方法等、当時の状況が不明であり、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年1月までの期間、同年8月から同年11月までの期間及び52年4月から59年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年1月まで
② 昭和49年8月から同年11月まで
③ 昭和52年4月から59年1月まで

20歳になったところに、両親が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたと思う。自分で国民年金保険料を納付できるようになったので、両親に申し出て、昭和59年2月から私が納付するようになった。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその兄弟は、オンライン記録により20歳から国民年金に加入していないことが確認できることから、申立人の両親が申立人についてのみ20歳から国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとは推認し難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、A町に転入した昭和59年2月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の一部の期間については、過年度納付が可能であるが、申立人自身は、昭和59年2月以降の保険料を口座振替で納付していたことしか記憶しておらず、申立期間の国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月25日から25年4月30日まで
② 昭和26年8月27日から27年3月11日まで
③ 昭和27年7月4日から同年9月17日まで
④ 昭和28年12月10日から29年2月19日まで
⑤ 昭和29年7月1日から30年5月17日まで

申立期間①について、昭和22年4月25日から25年4月30日までA組合にトラックの運転助手として勤務し、同事業所へは毎年「誓約書」を提出していた。

申立期間②から⑤について、昭和25年9月11日から32年6月28日までB県C部D課に雇用され、ドライバーとして勤務場所の異動はあったが継続して勤務したのに、当該期間について厚生年金保険の被保険者としての記録が欠落している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した昭和25年3月の「誓約書」及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿から、A組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年7月1日であり、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A組合が厚生年金保険の適用事業所となる前から同組合に勤務していた同僚は、「自分が学卒で入社したころは、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。当時、厚生年金保険料が控除されていたか覚えていない。」と供述している。

さらに、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号は連番となっており、欠番は見当たらない。

申立期間②から⑤について、申立人は、「A県B部C課に雇用され、ドライ

バーとして勤務場所の異動はあったが継続して勤務した。」と述べている。

しかしながら、昭和25年9月11日から32年6月29日までの期間についての申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録では、当該期間に係る記録を確認することができない。

また、申立人は、異動した勤務場所に係る勤務期間を覚えていない上、申立人が勤務していた4か所の勤務場所ごとの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が最後の勤務場所で一緒であったとして名前を挙げている同僚二人は、A県B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるものの、当該期間における記録は無い上、一人は高齢のため、他の一人は住所が不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 8 日から 27 年 6 月 8 日まで
② 昭和 28 年 3 月 1 日から 29 年 5 月 21 日まで
③ 昭和 29 年 10 月 1 日から 36 年 10 月 16 日まで

昭和 36 年 10 月に A 社を退職して 39 年に再就職するまで、同事業所で厚生年金保険被保険者であったことを知らなかった。脱退手当金が 37 年 5 月 16 日に支給済みとなっているが、私は請求手続をしていないし印鑑を押したことも無いので、脱退手当金支給記録を取り消し、年金対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上である女性 73 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、59 名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、同日に支給決定されている者が複数確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 37 年 5 月 16 日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 10 日から 34 年 7 月 1 日まで
家庭の事情で、昭和 34 年 7 月に A 社 B 工場を急に退社したが、退職金も無かったので、退職後手紙で会社側へ尋ねたところ、それから 1～2 か月後に現金書留で 5,000 円くらい送られてきた。当時はまだ若く、年金のことは何も知らなかったが、63 歳のころに年金を受給したいと思い調べてもらったところ、脱退しており厚生年金保険の期間は無いと言われた。しかし、脱退をしたことは無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 9 月 23 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、裁定庁からの照会に対して回答した記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A 社 B 工場において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 34 年 7 月 1 日の前後 2 年間に資格喪失した同僚のうち、脱退手当金の受給資格がある被保険者 49 名を調査したところ、このうち 35 名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から43年4月まで

A社に勤務していた主人が、昭和39年3月にB市のC事業所からD村のE事業所に転勤になったため、同年3月にF社に入社し、主人が43年4月に転勤するまで同社に勤務した。しかし、同社に勤務していた時の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び複数の役員の証言により、申立人は、申立期間において、F社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、人事及び総務を担当していた元役員は、「F社では、正社員のみを社会保険に加入させていた。申立人は、パートで雇用しており正社員ではなかった。また、社会保険料の控除を望まない者、中途採用の高齢者及び夫の転勤が予想される主婦に対しては、社会保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人は、「自分は正社員ではなかった。」と供述している上、申立人の夫はA社に勤務しており、申立人はその夫の転勤に伴ってF社に入社し退職している。

また、申立人と同様に、夫がA社に勤務している複数の同僚についても、F社に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、F社は現存していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。